

# 労務法制委員会 Q & A

弁護士法人リーガルプラス 市川法律事務所

弁護士 宮沢 純一 氏



今回は、「働き方改革」関連法案のうち、最近のニュース等でよく耳にする「高度プロフェッショナル制度」について取り上げたいと思います。

**Q1** 「高度プロフェッショナル制度」とは、どのような制度でしょうか。

**A1** 高度かつ専門的な能力を持つ従業員の方について、一定の要件を満たす場合には、労働時間、休憩、休日、深夜の割増賃金に関する規定等を適用しないという制度です。

現在、制度の導入に向けて、議論がなされている状況です。

**Q2** 「高度プロフェッショナル制度」を定める目的は、どのような点にあるのでしょうか。

**A2** 一定の業務に従事する従業員について、労働時間に関する労基法の規制から除外する点にあります。

上記にいう、「一定の業務」とは、業務の内容として、高度の専門的知識等を必要とし、業務の性質として、従事した時間と従事した結果得られる成果との間の関連性が通常高くないと認められるような業務です。

そのような、労働時間と成果の関連性が低い、高度の専門的知識を要する業務に従事する従業員について、労働時間に関する労基法上の規制から除外することを目的としています。

労働時間に関する労基法上の規制から除外された場合には、例えば、労基法に定める1日8時間という労働時間に関する規制が適用されませんので、対象の従業員については、残業という概念がなくなることを意味します。「高度プロフェッショナル制度」については「残業代ゼロ法案である」とも言われることがありますが、前述のとおり、そもそも対象の従業員については残業という概念がないため、残業代という形では賃金は発生しないということになります。

**Q3** では、どのような要件を満たす場合に、労働時間、休憩、休日、深夜の割増賃金に関する規定を適用しないということになるのでしょうか。

**A3** 大きく3つの要件を満たす場合です。

3つの要件とは、①労使委員会で委員の5分の4以上の賛成で、一定の事項について決議がされること、②使用者が決議について行政庁に対して届出をすること、③労働者が書面等によって同意すること、です。

**Q4** 3つの要件のうち、①で決議が必要とされる「一定の事項」とはどのような内容でしょうか。

**A4** 以下の9つの事項です。

すなわち、(1)対象となる業務の内容、(2)対象となる労働者の範囲、(3)健康管理時間(事業場内にいた時間と事業場外で勤務した時間の合計)について、把握する措置を講ずること、(4)1年間に104日以上、4週を通じ4日以上を付与すること、(5)休息時間の確保や深夜残業の回数制限等の措置を講ずること、(6)(3)の健康管理時間の状況に応じて、健康診断の実施や連続休暇の付与等の健康福祉確保の措置を講ずること、(7)苦情処理の措置を講ずること、(8)同意しない労働者に不利益な取扱をしてはならないこと、(9)その他省令で定める事項、について決議がされる必要があります。

なお、(1)の対象となる業務の内容としては、事業の企画運営に関する高度な考案や助言等を業務とするコンサルタント業務や、研究開発業務等が想定されています。それらについては、厚生労働省令で定めることとされています。

(2)の対象となる労働者の範囲としては、書面等で職務が明確に定められ、かつ、賃金が一定額(参考値は1,075万円)以上である方が想定されています。

**Q5** この制度のメリットと課題は何でしょうか。

**A5** 制度のメリットは、高度な専門的知識等を持った従業員の方が、働き方や働く時間について、自分自身で自由に考え、働くことができるという点です。

これに対して、課題と言われているのは、対象の従業員の方を、一定額の賃金で、非常に長時間働かせることにつながり、その結果、健康を害し、ひいては過労死等につながりうる点です。